

喫煙環境整備等に関する連携協定の締結について

1 目的

喫煙に関する環境の整備等について、専門的な知識を有する民間事業者と連携することで、喫煙マナーの向上、及び公共の場における喫煙環境の整備をより一層推進することを目的とする。

2 協定の締結先

日本たばこ産業株式会社 東京都墨田区横川一丁目17番7号
東京支社長 高橋 正尚

3 協定案

別添のとおり

4 協定の主な内容

(1) 連携事項（第2条）

次の事項について連携及び協力する。

- ① 環境美化に関すること
- ② 地域社会活性化及び住民サービス向上に関すること
- ③ 民間施設に関する喫煙環境整備の提案及びマナー啓発に関すること
- ④ その他、喫煙環境の整備に関すること

(2) 連携及び協力の実施（第3条）

連携事項に関する連携及び協力を円滑に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(3) 協定の有効期間（第4条）

協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、更新しない旨の申し出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

5 今後の予定

令和6年9月 連携協定締結

喫煙環境整備等に関する連携協定書（案）

台東区（以下「甲」という。）と日本たばこ産業株式会社（以下「乙」という。）は、喫煙環境整備等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲による喫煙に関する環境の整備等について、甲と乙が連携の下、相互に協力して官民協働による取組みを推進することにより、地域の喫煙マナーの向上、公共の場所における歩きたばこ及びポイ捨ての減少等を図り、もって環境美化並びに快適な空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携及び協力を行う。

- （1）環境美化に関する事項
- （2）地域社会活性化及び住民サービス向上に関する事項
- （3）民間施設に関する喫煙環境整備の提案及びマナー啓発に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために、甲乙協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 連携事項に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設けるものとし、連携事項の具体的な取組内容、実施方法その他連携及び協力に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、相手方から開示さ

れ、又は自己が知り得た相手方の技術上及び業務上の情報その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。ただし、次に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けたとき又は自己が知り得たときに、既に自ら保持していた情報
- (2) 相手方から開示を受けたとき又は自己が知り得たときに、既に公知公用であった情報
- (3) 相手方から開示を受けたとき又は自己が知り得た後に、自らの責によらないで公知又は公用となった情報
- (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報
- (5) 相手方から開示を受け又は自己が知り得た秘密情報によらず独自に開発した情報

2 本協定の有効期間が終了した後も、前項の規定は効力を有するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(合意管轄)

第8条 本協定に関わる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名捺印又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服部 征夫

乙 東京都墨田区横川一丁目17番7号
日本たばこ産業株式会社
東京支社長 高橋 正尚